

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年2月28日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 河合 博文
主任監察監督官 土谷 啓二郎
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和5年）

～1,094事業場に対し、合計5億2,497万円の支払を指導～

北海道労働局（局長^{みとみ} 則江^{のりえ}）は、このたび、令和5年（令和5年1月から令和5年12月まで）に賃金不払が疑われる事業場に対して管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導の是正事例とともに公表します。

令和5年の監督指導による賃金不払の是正結果のポイント（詳細 別紙）

1 令和5年に北海道の労働基準監督署（支署）で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです（1、2）。

（1）件数	1,094件
（2）対象労働者数	7,729人
（3）金額	5億2,497万円

- 1 令和5年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。
- 2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。

2 労働基準監督署（支署）が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和5年中に、労働基準監督署（支署）の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです（3）。

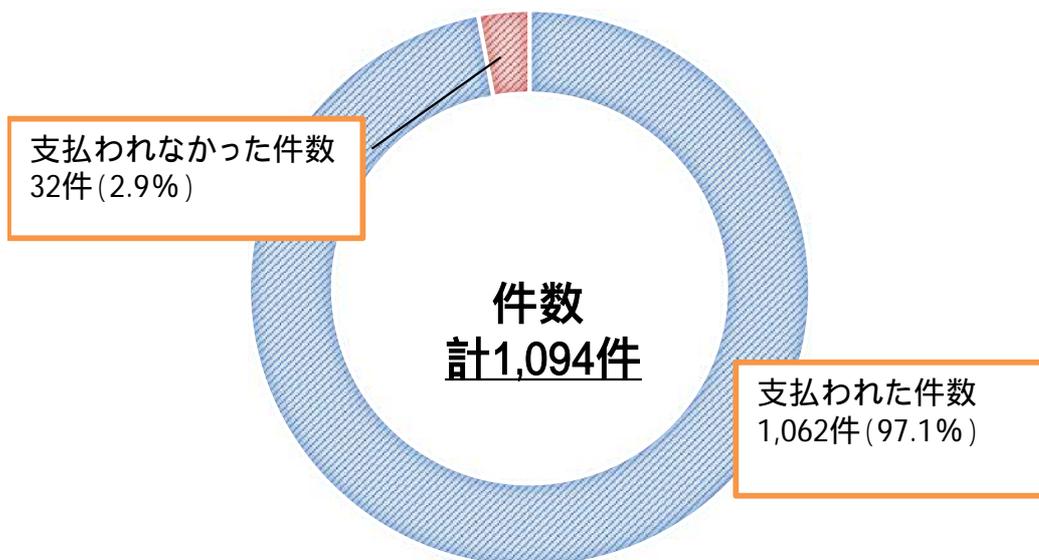
（1）件数	1,062件（97.1%）
（2）対象労働者数	6,852人（88.7%）
（3）金額	4億9,521万円（94.3%）

- 3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

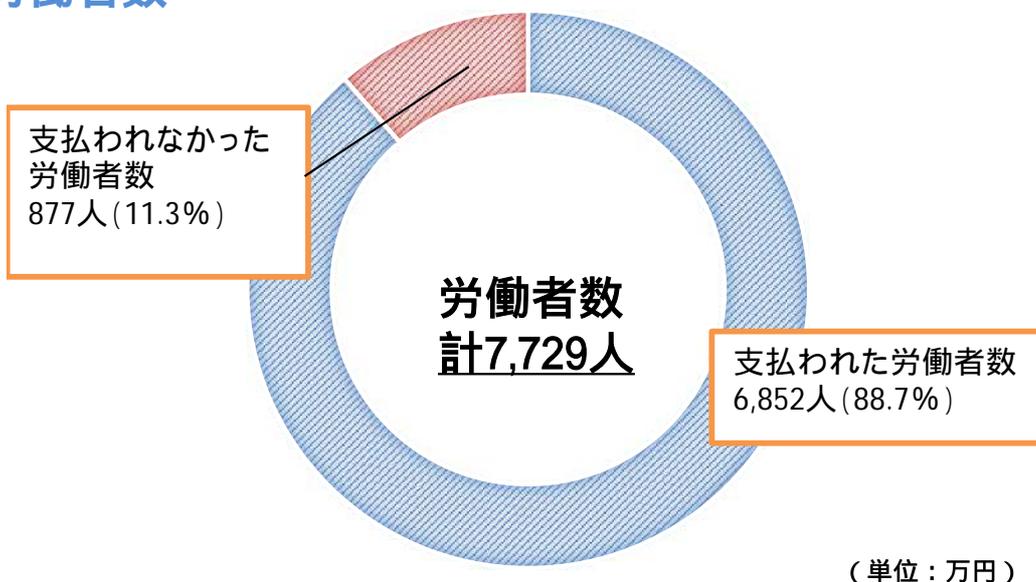
3 今後の取組

北海道労働局では引き続き、賃金不払事案の解消に向け、監督指導を徹底していきます。

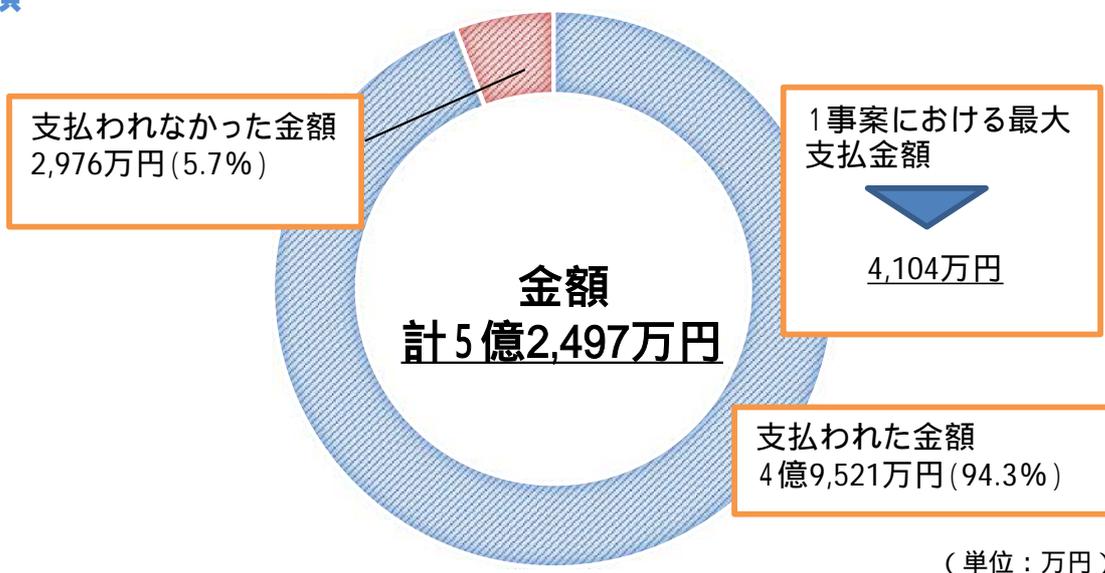
件数



対象労働者数

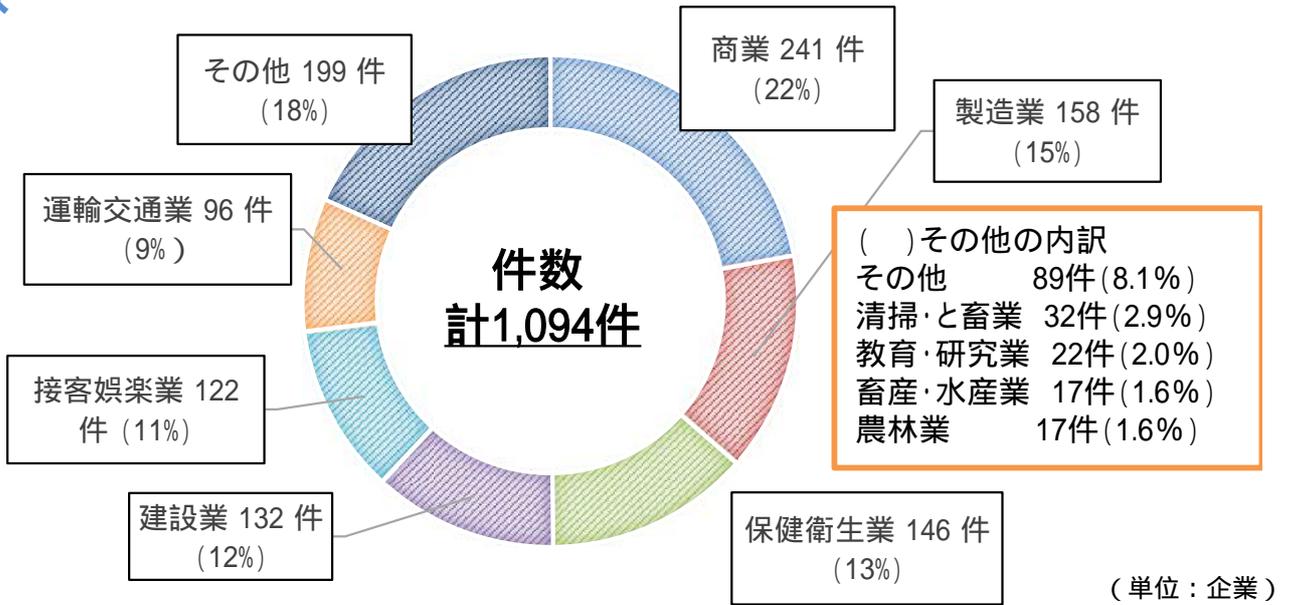


金額

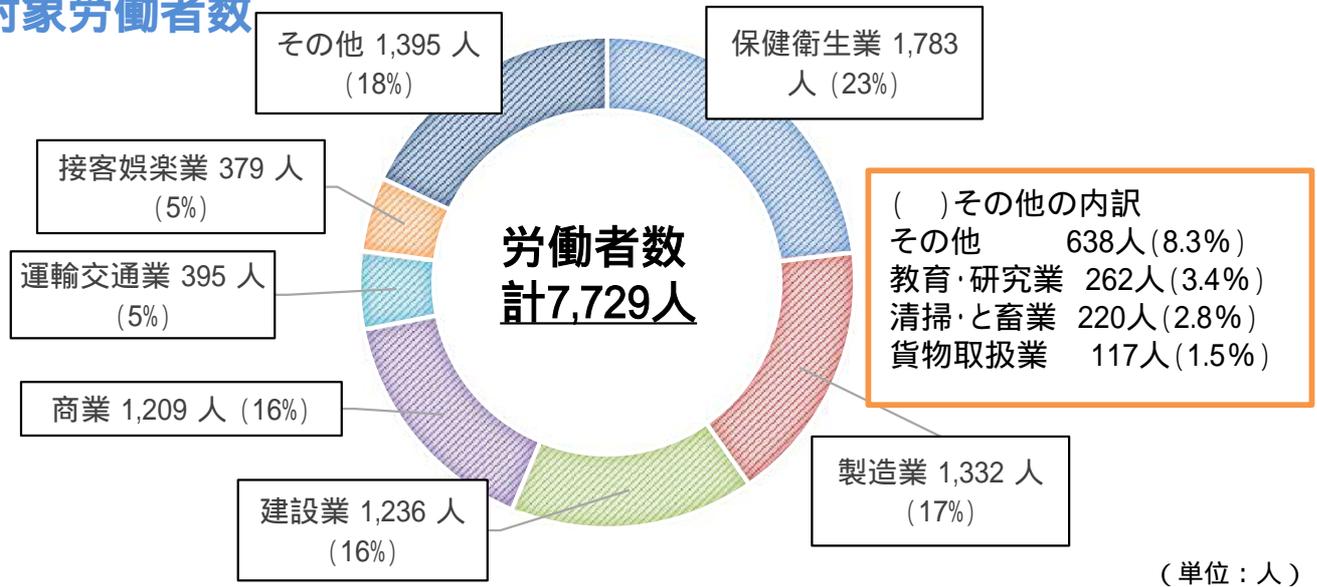


2. 業種別の監督指導状況（令和5年）

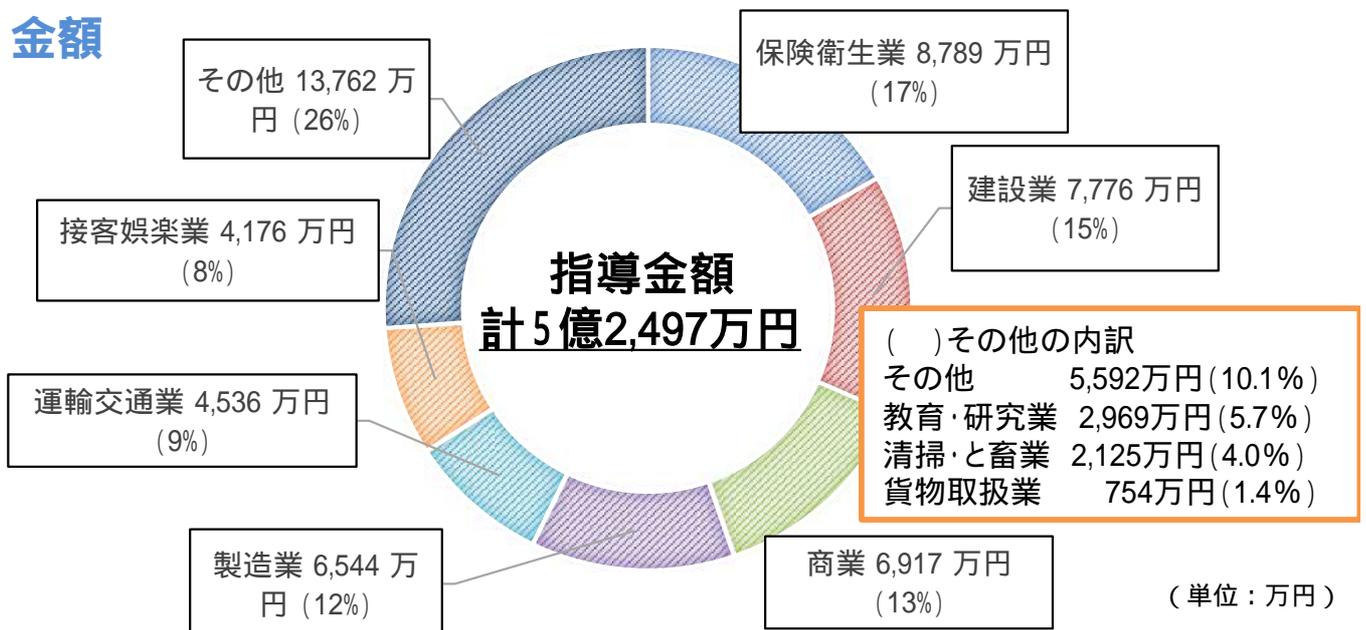
件数



対象労働者数



金額



3 . 賃金不払残業の解消のための取組事例

事例 1 (業種 : 建設業)

賃金不払残業の状況【キーワード : 時間外割増賃金の計算誤り】

時間外労働、休日労働に関する労使協定(36協定)が締結されていないにもかかわらず、時間外労働が行われていた。
時間外割増賃金を計算する上で基礎賃金に算入すべき手当を算入しておらず、時間外割増賃金の不足が生じていた。
以上の状況から、36協定の締結、所轄労働基準監督署への届け出と、時間外割増賃金の再計算、不足額の追加支給を指導した。

事業場が実施した解消策

事業場と労働者代表との間で36協定を締結し、労働基準監督署に届け出た。
時間外割増賃金の基礎に含めるべき手当を算入して過去に遡って再計算し、不足額を追加で支給した。

事例 2 (業種 : 商業)

賃金不払残業の状況【キーワード : 固定残業代】

36協定で定める1か月の時間外労働時間の上限(45時間)を超える1か月80時間超の時間外労働や、同協定で定める法定休日労働の上限(月1回)を超える、月2回の法定休日労働が確認された。
残業代として固定残業代が支払われていたが、残業時間の計算不足、休日労働に対する割増賃金の不足等の問題が認められた。
以上の状況から、過去に遡って正確な時間外労働時間、休日労働時を算出し、割増賃金の不足額を追加で支給するよう指導した。

事業場が実施した解消策

時間外労働が1か月あたり80時間を超えた労働者に対しては、80時間を超えたことを通知するとともに、医師の面接指導を受けることを勧奨することとした。
残業時間数を過去に遡って再集計の上、時間外割増賃金を再計算し、未払となっていた休日割増とともに不足額を追加で支給した。
時間外割増賃金の1時間当たりの金額を計算する上で、月平均所定労働時間を超える時間数を用いていたため過少な金額となっていた点を改め、当該事業場の正しい月平均所定労働時間を計算に用いることとした。

事例3（業種：保健衛生業）

賃金不払残業の状況【キーワード：適正な労働時間の記録の把握】

「年次有給休暇を労働者の同意なく使用されている」との情報を基に、労働基準監督署が立入調査を実施。

労働時間はICカードにより把握されていたが、始業時間より1～2時間早く、勤務終了後も1時間ほど後に打刻されているのに、いずれも残業の申請が行われていなかったため、労働時間を適正に把握することと、過去に遡って実態調査を行い、差額の時間外割増賃金の支払が必要な場合は追加で支払うよう指導した。

事業場が実施した解消策

ICカードの記録と始業・終業時刻に相当の乖離がある場合、所属長が「業務」か「私事都合」か確認し、業務の場合は残業の申請を行うよう徹底することとした。過去の実態調査の結果、ICカードの記録と始業・終業時刻との乖離が「業務」による場合は、時間外割増賃金を再計算し、不足額を追加支給した。

事例4（業種：その他の事業）

賃金不払残業の状況【キーワード：時間外労働の過少申告】

労働者からの「時間外労働を行っても過少申告を迫られる」等の情報を基に、労働基準監督署が立入調査を実施。

労働時間について、パソコンの操作時間とICカードの記録、残業申請の状況を突合したところ、相当な乖離が認められ、残業申請が行われていないにもかかわらず、時間外労働が行われていることが認められた。

上記以外にも、管理監督者に深夜割増が支払われていない、早出勤の際の賃金が支払われていない等の問題点が認められ、過去に遡って実態調査を行うこと、時間外割増賃金、深夜割増の再計算、不足額の追加支給等について指導した。

事業場が実施した解消策

残業する場合の残業申請を徹底し、パソコンの操作時間、ICカードの記録、残業申請の乖離を解消した。

過去に遡及して不足する時間外割増賃金、深夜割増を支払うとともに、実質的に一般の労働者なのに時間外割増賃金が支払われない管理職を解消し、また勤務シフトの見直しを行った。